

米国税務 QI/FATCA 関連情報

2017年 FFI 契約の重要点

アメリカ

2017年 1月 16日

2016年 12月 30日、米国財務省と米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」)は、外国金融機関契約 (Updated FFI¹ Agreement: 以下「更新 FFI 契約」)、最終 QI (Qualified Intermediary: 適格仲介人) 契約および FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act: 外国口座税務コンプライアンス法)、QIに関する諸規則の修正を公表した。本ニュースレターでは最新の更新 FFI 契約について重要点を速報ベースでまとめている。なお、デロイト トーマツでは、引き続き詳細の分析と、翻訳の作成を実施している。

更新 FFI 契約 (Updated FFI Agreement)

[Rev. Proc. 2017-16](#) (IRS ウェブサイト (英語、PDF)) は、最新の外国金融機関 (Foreign Financial Institution: 以下「FFI」) 契約を規定する。これにより、2016年 12月 31日 で失効した [Rev. Proc. 2014-38](#) (IRS ウェブサイト (英語、PDF)) で公表された既存の FFI 契約 (以下「旧 FFI 契約」) は置き換えられる。以下では主要な変更点を記載するが、「(1) FFI の更新手続」以外に旧 FFI 契約からの大きな変更点はなく、内容の明確化や微修正および既に公表された通知に係る修正が主となる。なお、2019年 1月 まで繰り延べられたパススルーペイメント (米国源泉所得等の支払) や、宣誓の具体的な方法についての規定は含まれていない。

(1) FFI の更新手続

FFI 契約を更新することを希望する FFI は FATCA 登録ウェブサイトにて FFI 契約更新手続を実施しなければならない。FFI 契約更新手続を実施するための機能は 2017年 5月 に FATCA 登録ウェブサイト に実装される予定であり、FFI 契約更新の期限は 2017年 7月 31日 となる。更新を希望する場合は 2017年 1月 1日 から更新 FFI 契約を遵守していることが前提となる。また、2017年 7月 31日 までに FFI 契約を更新しない場合には FFI 契約が 2017年 1月 1日 に終了したとみなされ

る。なお、更新手続が必要となるのは、FFI 契約の締結が必要となる Participating FFI (以下:「参加 FFI」) だけではなく Reporting Model 2 FFI (以下:「報告モデル 2 FFI」) として登録した、多くの日本の金融機関も含まれるので留意されたい。

(2) FFI の米国支店に関する規定の削除

FFI の支店は当該支店が所在する地域の FFI として取り扱われるが、FFI の支店が米国に所在する場合には当該米国支店は当該 FFI の一部としては取り扱われない。ただし、その場合で、かつ、当該米国支店を非米国法人として取り扱う場合でも当該米国支店が FFI であるかのように、当該米国支店の口座保有者の本人確認手続、源泉徴収および報告義務が課せられる。上記のように FFI の米国支店についても一定の FATCA 対応が求められるが、米国支店は FFI としての登録や FFI 契約を締結する必要はない。したがって、旧 FFI 契約に記載のあった米国支店についての規定はすべて削除された。

(3) FFI 契約の適用対象の明確化

報告モデル 2 FFI の支店で FFI 契約の適用対象となるのは当該支店の所在する地域がモデル 2 協定締結国、または協定がない国に所在し、参加 FFI となる場合のみであり、支店の所在する地域がモデル 1 協定締結国や米国の場合には FFI 契約の適用対象とはならない旨が明確化された (セクション 1.02)。

(4) 企業合併・買収発生時の報告義務の緩和措置

企業合併・買収が発生した際に金融口座が移管された場合で、実質的にすべての口座が移管されることや、所定の方法で IRS へ通知する等の一定の要件を満たした場合には、企業合併・買収が発生した年に関する報告義務 (8966 報告、1099 報告および 1042 報告) を金融口座移管先が金融口座移管元に代わって履行することが可能となった。これによって企業合併・買収時の報告義

¹ FFI (Foreign Financial Institution: 外国金融機関): FATCA において規定されている米国外の金融機関

務対応の円滑な移行が可能となる(セクション 6.02(B)(2)・6.05(F))。

(5) FFI がパートナーシップである場合の報告項目の明確化

FFI がパートナーシップ(組合形態の事業体)の場合には当該資本・負債持分を金融口座と見立てて当該持分の出資者を報告することとなるが、当該金融口座への支払は口座の償還に関する支払等を含むすべての支払または入金(の総額)を指す旨が参照元(財務省規則 § 1.1471-4(d)(4)(iv)(C))の記載により明確化された(セクション 6.02(B))。

(6) 宣誓期限および IRS からの問い合わせ範囲の更新

FFI は既存口座の本人確認完了の宣誓(租税回避補助に関する宣誓を含む)およびコンプライアンスプログラム検証に関する宣誓を実施する必要があるが、当該宣誓期限は 2016 年 1 月 19 日に公表された IRS 通知 2016-08 により 2016 年 8 月 29 日から 2018 年 7 月 1 日に延長されており、今回の更新 FFI 契約においても当該通知に合わせて宣誓期限が変更された(セクション 8.03)。また、IRS からの FFI への問い合わせ範囲についても最終財務省規則と整合性を取るために更新され、FFI が報告を行わない場合に報告義務がない旨の確認が IRS から行われる可能性がある旨が追加された(セクション 8.04)。

(7) 所有者開示 FFI に関する財務省調整規則の追記

所有者開示 FFI とは、投資事業体である FFI で、当該投資事業体への出資者を源泉徴収義務者に対して開示する等の一定の義務を負うみなし遵守 FFI であるが、出資者の情報を源泉徴収表に含めなければならない旨の記載が追記された(セクション 9.02(B)(5))。また、明確化のためにセクション 9 全体が再構成された。

(8) FATCA ステータス(制限 FFI・制限支店)に関する経過措置の失効

制限 FFI・制限支店は当該 FFI・支店の属する地域の法律によって当該 FFI・支店が FATCA を遵守出来ない場合の暫定的なステータスである。当該制限 FFI を拡大関連者グループに含む他の FFI、および当該制限支店を支店に持つ FFI は、当該 FFI・支店を制限 FFI・制限支店として登録することで、当該 FFI・支店が FATCA 不遵守にもかかわらず FATCA 遵守のステータスを維持することが出来る。当該経過措置は 2016 年 12 月 31 日で失効し、2017 年以降に FATCA 遵守のステータスを維持するためには当該 FFI・支店も FATCA を遵守する必要がある。制限 FFI・制限支店の経過措置の失効に合わせて当該経過措置に関する記述が更新 FFI 契約から削除された。

(9) FATCA 報告(報告項目)に関する経過措置の失効

FATCA 報告に含まれる金融口座の情報については、経過措置によって、2014 年度は口座残高のみ、2015 年度は口座残高および口座への支払金額となっていたが、2016 年度より売却・償還金額も報告項目として含ま

れることとなる。当該経過措置に関する記述が更新 FFI 契約から削除された。

(10) 実質的支配者を開示しない受動的 NFFE への源泉徴収義務の明確化

FFI は非協力口座(日本については含まれない)および不参加金融機関が保有する金融口座に対して、源泉徴収の対象となる支払行う際には 30%の源泉徴収が求められる。また、金融口座ではない米国外債務から発生する源泉徴収の対象となる支払を不参加金融機関に対して支払う場合、同様に 30%の源泉徴収が求められるが、更新 FFI 契約では不参加金融機関だけではなく実質的支配者を開示しない受動的 NFFE についても同様に 30%の源泉徴収が求められる旨が明記された(セクション 4.01(A))。

(11) 受託者開示信託の報告義務に関する修正

FFI が受託者開示信託の受託者の場合、当該信託が保有する口座を当該受託者が報告することになるが、当該受託者がモデル 1 協定参加国に属する場合には報告は IRS ではなく当該地域の当局となるため、モデル 1 協定参加国に関する記述が削除された。

(12) 既存口座の定義の明確化および本人確認手続の選択適用可能期間の修正

モデル 2 協定参加国における既存口座の定義をモデル 2 協定での定義を参照するように追記された(セクション 2.62)。また、報告モデル 2 FFI は本人確認手続の方法について、FFI 契約で規定された方法とモデル 2 協定で規定された方法を、モデル 2 協定の署名日から 2 年間は選択適用することが可能であったが、更新 FFI 契約において当該選択適用可能期間をモデル 2 協定の発行日から 2 年間に変更された(セクション 3.01)。

(13) 事業体口座の FATCA ステータスの推定ルールについての明確化

報告モデル 2 FFI が、協定に基づく本人確認手続を行う場合において、源泉徴収の対象となる支払

(Withholdable Payment)を行う際に、事業体口座で自己宣誓書類等の徴求による適切な FATCA ステータスが決定出来ないのであれば、FFI は § 1.1471-3(f)に規定される推定ルールを適用する必要がある。事業体について推定ルールを適用する場合には当該事業体は必ずしも米国人と推定されるわけではなく、30%の源泉徴収の対象となる不参加金融機関と推定される場合がある旨が明記された(セクション 3.04(C))。

(14) 本人確認手続において公知情報に依拠出来る旨の追記

報告モデル 2 FFI の本人確認手続において、モデル 2 協定の付属書 I では公知情報に依拠出来る旨が記載されており、更新 FFI 契約の本人確認手続についても平そくを合わせる形で公知情報に依拠出来る旨が追記された(セクション 3.03(B)(2))。

(15) FFI 契約終了に伴う最終宣誓に関する手続の追加

FFI 契約は FFI または IRS の双方から通知に送付によって契約を終了することが出来るが、FFI 契約が終了し

た場合にもコンプライアンスプログラム検証についての宣誓を実施しなければならない旨が明記された。この場合、宣誓期限は直近の宣誓期限(初回の宣誓が完了していない場合は FFI 契約の有効日)から FFI 契約終了日までとなり、FFI 契約終了日から 6 カ月以内に、コンプライアンスプログラムの検証の完了有無にかかわらず IRS に対して宣誓を実施しなければならない(セクション 12.10)。

(16) FFI 契約が終了した場合の FATCA 履行義務の明確化

FFI 契約が終了した場合でも当該終了日の属する年で FFI 契約が有効だった期間に関する FFI に課せられた義務は依然として残る旨が明記された(セクション 12.03(C))。また、協定未締結の地域において、後にモデル 1 協定が締結された場合、当該地域に属する FFI または支店はその FATCA ステータスを適切に変更する必要があり、当該変更によって FFI 契約は終了となる。この場合、当該 FFI または支店について FFI 契約が有効だった期間に関する義務は残ることに注意が必要である。また、FFI は当該 FATCA ステータスの変更について、源泉徴収義務者に対して新しい源泉徴収表、口頭、またはその他の書面によって通知を送付しなければならない。

おわりに

更新 FFI 契約ではようやく宣誓に関する情報が公表されたが、宣誓の具体的な方法、宣誓を行うにあたっての検証方法、および、2019 年以降に導入が予定されている外国パススルーペイメントに関するガイダンスは公表されておらず、今後これらの情報が公表されることが期待される。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	五十嵐 寿行	hisayuki.igarashi@tohatsu.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人および DT 弁護士 法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士 法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.